

「ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金」について

秋田県では、離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達を支援するため、養育費の取り決め・確保の手続きに要する費用を助成します。（事業は、予算の範囲内での実施となります。）

- 支給を希望される方は、以下に記載の手続き方法等を御確認いただき、申請してください。
- 申請書の書き方、必要書類、提出方法など、ご不明な点がございましたら、秋田県 地域・家庭福祉課 家庭福祉班（Tel 0 1 8 - 8 6 0 - 1 3 4 4）へお問い合わせください。

「②養育費（増額）請求調停申立てに要する費用」に関する助成内容等

◆支給要件◆

- 養育費についての内容が正式に決定した日（調停調書、審判書、判決書等の作成日）から1年以内に申請を行うこと。
- 申請者の方が、
 - ・申請日時時点で秋田県内に居住していること。
 - ・過去に同一の児童を対象として、支給対象経費に関する給付金（他自治体が支給したものを含む）を支給されていないこと。
 - ・養育費（増額）請求調停申立てを行い、それに要する費用を負担すること。
 - ・養育費の取決めに係る債務名義を有し、かつ、対象となる児童を扶養する（見込みである）こと。

◆対象経費◆

- 申立てに要する費用のうち、次の費用の合計額。
- ・収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代
 - ・弁護士費用
 - ・調停で解決せず、審判へ移行した場合にかかる上記同様の費用

※離婚調停申し立て（夫婦関係等調停申し立て）に養育費請求を含む場合は対象としていません。

◆支給金額◆

支給対象経費の全額（最大6万円）。

◆支給申請等の手続き◆

「支給申請書」と「添付書類」をご提出ください。（提出方法・受付窓口は裏面に記載しています。）

※必要な「添付書類」

- 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可）
- 申請者の現住所が確認できる書類（住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、運転免許証など）
- 支給対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの（申請者本人が負担するものに限る。）
（例）・収入印紙、戸籍謄本、切手等を取付または購入した際の領収書。
 - ・弁護士が発行する領収書、もしくは見積書。
 - ・法テラスによる弁護士費用等の立替えを利用の場合、「代理援助契約書」及び「決定書」の写し。
（立替金の償還が「猶予」または「免除」となる場合は、支給対象となりません。）
- 家庭裁判所に申立てをした「養育費請求調停申立書の写し」
- 養育費（増額）請求調停申立ての結果が分かる書類の写し（調停調書、審判書など）
- 支払先の指定口座「通帳」の写し（金融機関名、支店名、口座種別（普通、当座、貯蓄など）、口座名、口座番号が確認できる状態での写し）

※支給申請書の様式など、詳細については、
秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しています。
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/59286>

（美の国秋田ネット 養育費）



【制度に関するお問い合わせ先】

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 家庭福祉班 Tel 0 1 8 - 8 6 0 - 1 3 4 4

秋田県ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金

支給申請書の提出方法・受付窓口について

次の中から都合のよい方法・窓口をお選びいただき、支給申請書・添付書類を提出してください。

◆郵送の場合◆

あて先	所在地	電話番号
秋田県庁 地域・家庭福祉課 家庭福祉班 あて	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁 本庁舎 2階	018-860-1344

◆ご持参の場合◆

◎秋田県内全ての居住地に対応

	名称	所在地	電話番号	受付時間
全 県 域	秋田県庁 地域・家庭福祉課 家庭福祉班	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁 本庁舎 2階	018-860-1344	平日8:30~17:15
	秋田県ひとり親家庭 就業・自立支援センター	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 5階	018-896-1531	平日8:30~17:00

◎申請者が居住する市町村を管轄する福祉事務所

	名称	所在地	電話番号	管轄区域
市 福 祉 事 務 所	秋田市福祉事務所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1	018-888-5690	秋田市
	能代市福祉事務所	〒016-8501 能代市上町1-3	0185-89-2947	能代市
	横手市福祉事務所	〒013-8601 横手市中央町8-2	0182-35-2133	横手市
	大館市福祉事務所	〒017-8555 大館市字中城20	0186-43-7054	大館市
	男鹿市福祉事務所	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9117	男鹿市
	湯沢市福祉事務所	〒012-8501 湯沢市佐竹町1-1	0183-78-0166	湯沢市
	鹿角市福祉事務所	〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50	0186-30-0235	鹿角市
	由利本荘市福祉事務所	〒015-8501 由利本荘市尾崎17	0184-24-6319	由利本荘市
	潟上市福祉事務所	〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5314	潟上市
	大仙市福祉事務所	〒014-8601 大仙市大曲花園町1-1	0187-63-1111	大仙市
	北秋田市福祉事務所	〒018-3392 北秋田市花園町19-1	0186-84-8778	北秋田市
	にかほ市福祉事務所	〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子淵21	0184-32-3040	にかほ市
仙北市福祉事務所	〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2280	仙北市	
県 福 祉 事 務 所	北秋田地域振興局大館福祉環境 (北福祉事務所)	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3951	小坂町、上小阿仁村
	山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所)	〒016-0815 能代市御指南町1-10	0185-55-8020	藤里町、三種町、 八峰町
	秋田地域振興局福祉環境部 (中央福祉事務所)	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	018-855-5175	五城目町、八郎潟 町、
	平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所)	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	0182-32-3294	美郷町、羽後町、 東成瀬村